

## 2. 医療施設 P F I に係るケーススタディの考え方

### (1) 病院施設 P F I の考え方

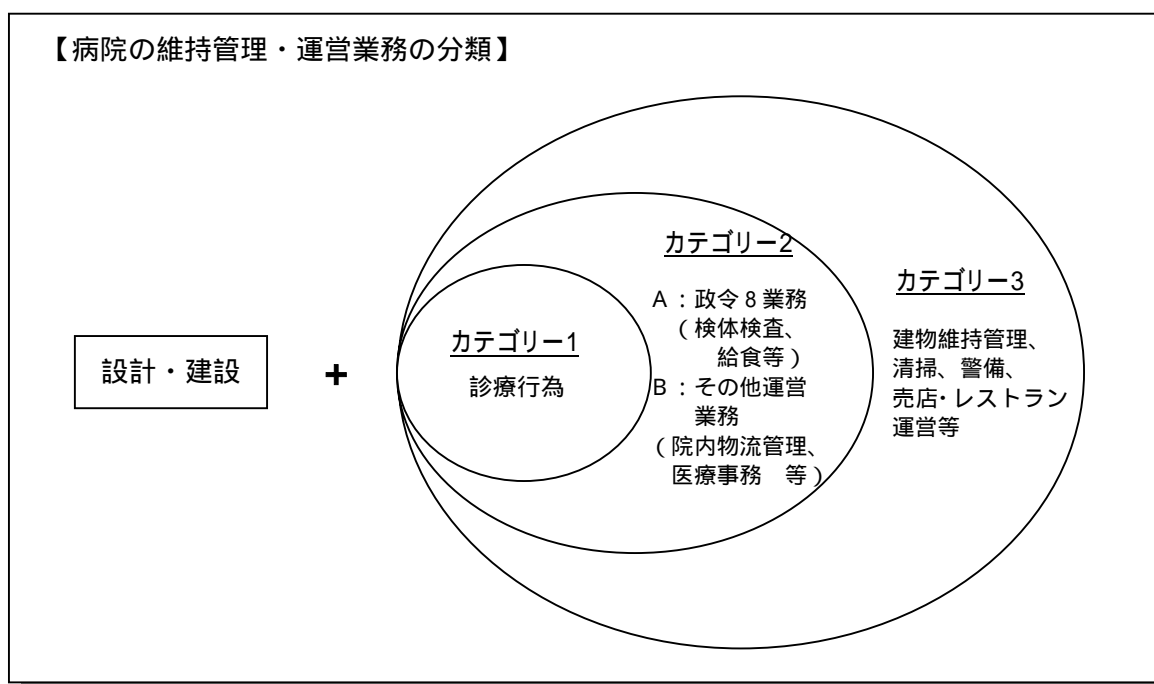
#### 1) P F I 対象業務の設定

病院事業に P F I 方式を導入するための判断に当たっては、従来の公共直営による運営方式と P F I 方式のそれぞれについて「ライフサイクルコスト」(施設の設計・建設から事業の終了までに発生する費用)を試算し、従来方式より P F I 方式のコストがより低いこと(「V F M」の発生)を確認することが必要となる。

このため、設計・建設費のほか、病院の維持管理・運営業務のうち、民間に任せられる部分がどこかを明らかにし、対象部分のコストを明確にする必要がある。

#### 2) 病院の維持管理・運営業務

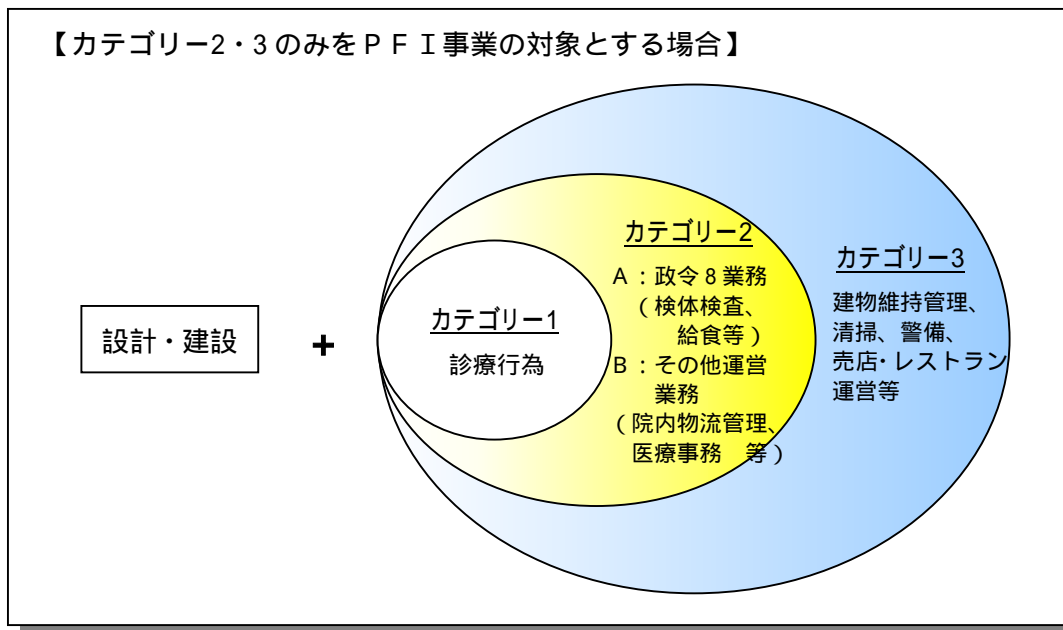
病院の維持管理・運営業務については、以下のとおり3つのカテゴリーに分けて考えられている。



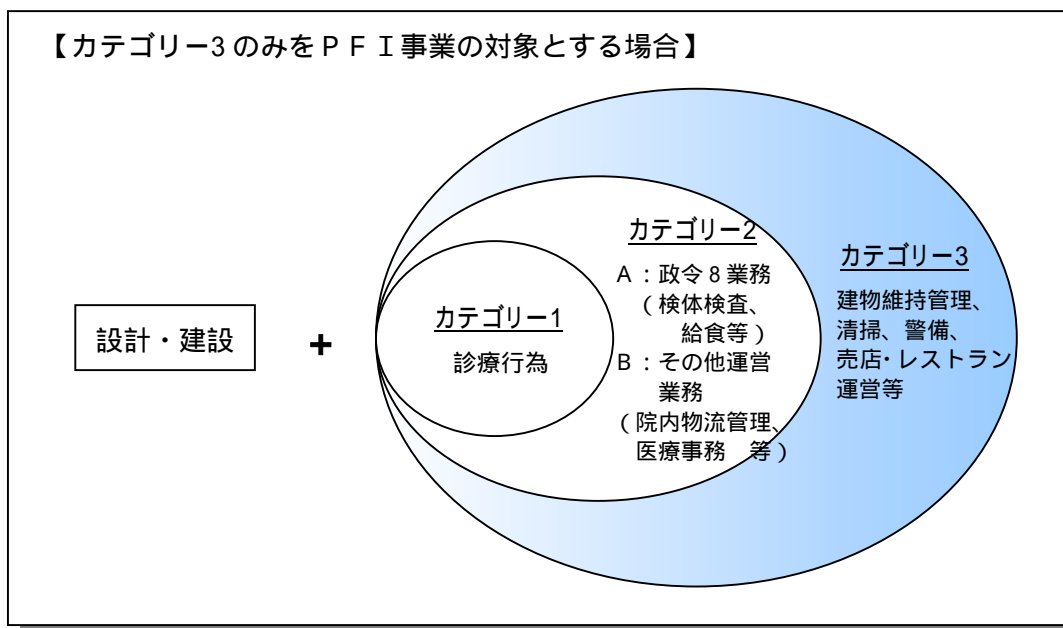
例えば、民間にできる限り委託する場合は、**カテゴリー2** 及び**カテゴリー3** が P F I 対象業務となるし、基本的に公共が整備・運営を行う場合には、**カテゴリー3** が P F I 対象業務となる。

そこで、次に、P F I 対象業務とするかについての判断の目安について触れる。

ア．民間に出来るかぎり委託する場合の設定例



イ．基本的に公共が整備・運営を行う場合の設定例



(出所:「民間資金活用等経済政策推進事業に係る調査研究業務報告書」平成13年3月 日本経済研究所)

### 3) 民間に任せる部分の判断

#### ア. カテゴリー1

医師、歯科医師、薬剤師などの院内業務については、医療法により法定従事者数の充足義務があることから（医療法第18条、21条等）、当該従事者に対する管理権限の及ばない委託形態は充足義務に反するものとして認められない。

また、上記職種に関しては、派遣従事者の雇用についても禁止されている。

したがって、こうした、いわゆる病院の「コア業務（診療業務）」については、PFI対象業務とすることはできない。

<労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正（平成11年11月17日公布、政令第367号）>

【その業務の実施の適正を確保するために業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務】

#### 第2条

法第4条第1項第3号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 1 医師法第17条に規定する医業
- 2 歯科医師法第17条に規定する歯科医業
- 3 薬剤師法第19条に規定する調剤の業務（医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（第8号）において「病院等」という。）において行われるものに限る。）
- 4 保健婦助産婦看護婦法第2条、第3条、第5条、第6条及び第31条第2項に規定する業（他の法令の規定により、同条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含む。）
- 5 栄養士法第1条第2項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に限る。）
- 6 歯科衛生士法第2条第1項に規定する業務
- 7 診療放射線技師法第2条第2項に規定する業務
- 8 歯科技工士法第2条第1項に規定する業務（病院等において行われるものに限る。）

#### イ. カテゴリー2

##### A 政令8業務

医療周辺業務として、いわゆる「政令8業務」については、従来より委託先の基準が定められており、「業務を適正に行う能力のある者」に委託先が限定されている（医療法施行令第4条の7）。

したがって、当該業務は委託可能な業者が限定されることから、事業者の実績等からその適格性を見極めながら、PFI対象業務とするか否かを判断することとなる。

政令8業務：医療法施行令により「診療等の著しい影響を与える業務」として基準の設けられているもの。

（検体検査業務、患者給食業務、消毒・滅菌業務、患者輸送業務、リネンサプライ業務、医療機器保守管理業務、医療用ガス保守点検業務、清掃業務）

なお、「業務を適正に行う能力のある者」については、（財）財団法人医療関連サービス振興会により、「医療関連サービスマーク」が認定されている。

< 医療法 第 15 条の 2 >

病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

< 医療法施行令 第 4 条の 7 >

法第十五条の二に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務
- 二 医療用具又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務
- 四 患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの
- 五 厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務
- 六 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定により高压ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)
- 七 患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務
- 八 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

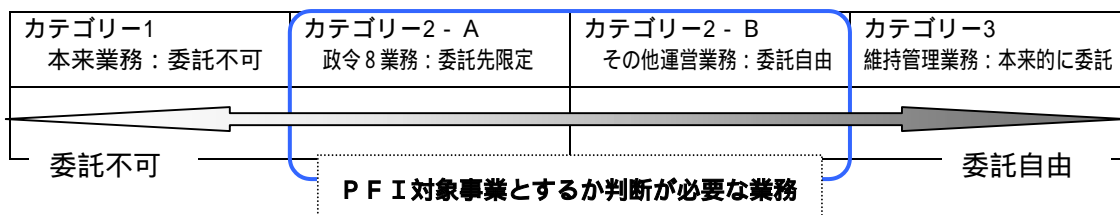
**B その他運営業務**

上記を除く運営業務(医療事務業務、患者輸送業務等)は、特に法的な規制もないため、基本的にはPFI対象業務に入れることができる。ただし、医療機器や診療材料・医薬品の購入については、今後とも診療報酬制度等の医療環境の大きな変化も想定され得るため、PFI業務対象としにくい面もある。

ウ. カテゴリー3

政令 8 業務を除く施設の維持管理等は、病院に限らず存在する業務であり本来的に委託が可能である。

図表 民間に任せる部分の判断



## (2) 医療施設 P F I 事業に係る併設施設の考え方

医療施設に加え、併設施設がある場合には、これについても一体的に民間に建設・維持管理・運営されることが考えられるため、病院 P F I の V F M の算定に、併設施設のコストも織り込まれることとなり、併設施設のコスト把握が必要となる。

### < 民間に任せる部分の判断 >

#### 1) 複合施設 ( ) : 行政施設

##### ア. 管理者が病院と同一の施設

医師住宅・看護師宿舎、検診センター（本ケーススタディにて検証）など

- 医師住宅・看護師宿舎については、施設の維持管理業務が大部分であり、したがって全面的に P F I 業務とすることが可能。
- なお、検診センターは検診業務が医業と考えられることから、診療所扱いとなるため、その扱いも先に述べた病院施設の P F I に準ずると考えられる。

##### イ. 管理者が病院と異なる施設

公営住宅、保健福祉センター、分庁舎（健康福祉課）など

- 施設の維持管理業務が大部分であり、したがって全面的な外部委託が可能と考えられる。

#### 2) 複合施設 ( ) : 社会福祉施設等

老人デイサービスセンター、老人保健施設、特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター（本ケーススタディにて検証）など

- 上記施設業務については、特段の制約等もないため、施設維持管理業務のほか、運営業務についても、社会福祉法人等に全面的に委託することが可能と考えられる。
- 例えば、在宅介護支援センターについては、「『在宅介護支援センター運営事業等の実施について』の一部改正について」(平成 13 年 5 月 25 日老発第 212 号)にて、社会福祉法人等への委託が認められている。

3) 付加施設：院内利便施設

売店、レストラン、フラワーショップ、理容・美容室

- 従来から病院施設内の一画が民間事業者の使用許可され、当該業務が実施されているところであり、P F I 対象業務とすることに問題はない。

4) 複合施設( )：地域総合整備施設等民間収益施設

商業施設、クアハウス、公衆浴場、スポーツクラブ

- 特段の制約もなく、全面的に外部委託が可能である。

### 3. ケーススタディの事業スキーム

本ケーススタディでは、病院施設のみを運営を基本パターン（パターン1）とし、これに加え、医師住宅・看護師宿舎を併設した場合（パターン2）、「総合健康管理センター」を併設した場合（パターン3）についても検討することとする。

なお、「総合健康管理センター」については、袋井市においてその設置が課題となっていることは既に述べたとおりであるが、現在、袋井市において、その内容等について検討がなされているところである。

このため、以下に記載する「総合健康管理センター」の具体的な内容については、併設施設の設置による効果を検討するために、便宜的に財団法人 日本経済研究所にて仮定しているものであることを断っておく。

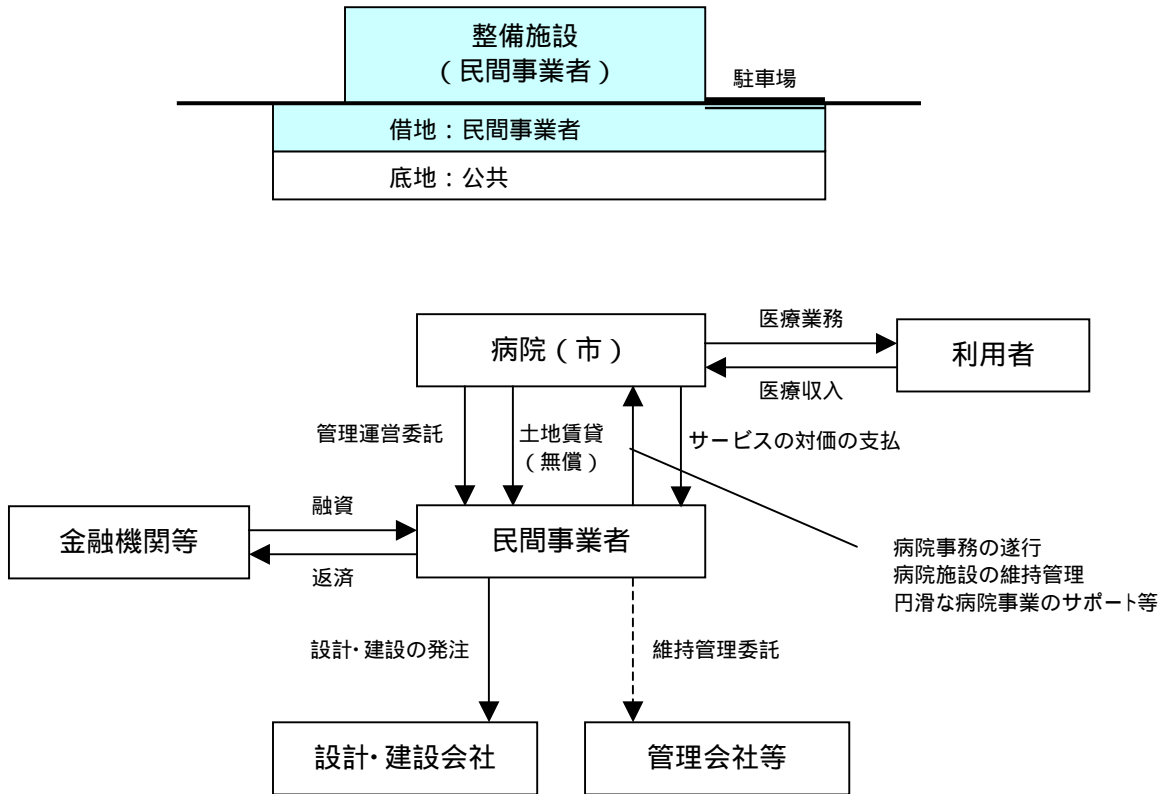
	パターン1	パターン2	パターン3
1) パターンの内容	病院施設のみを運営 <基本ケース>	病院施設 + 医師住宅・看護師宿舎	病院施設 + 総合健康管理センター 総合健康管理センターの機能（詳細は、後述） （訪問看護ステーション業務 ・在宅介護支援センター業務 ・健康管理情報センター業務）
2) 事業スキーム			
事業方式	BOT （ただし、BTOについてもあわせて検討）	同左	同左
事業形態	サービス購入型	同左	同左
事業期間	30年間	同左	同左
3) 業務範囲	具体的なPFI業務の範囲については、図表「各種業務の外部委託の可能性」を参照。	基本ケースの業務に加え、病院敷地内に併設する医師住宅及び看護師住宅の運営についてPFI業務とする。	基本ケースの業務に加え、病院敷地内に併設する総合健康管理センターの施設維持管理業務及び一部運営業務についてPFI業務とする。

#### (1) 基本ケースにおける事業スキーム設定

##### BOT方式・サービス購入型・事業期間30年と設定

- ・ 民間事業者が事業主体
- ・ 施設に関しては、契約期間終了後民間事業者から市に対して無償譲渡（BOT方式）
- ・ 民間事業者が施設の設計、建設、所有、管理運営及びそれらに伴う資金調達を直接行う（サービス購入型）
- ・ 土地は、民間事業者が市より無償貸借する。

【事業スキーム図】



2) 基本ケースのPFI業務の設定

袋井市民病院では、多くの分野で外部委託化が進んでいるが、PFI方式を導入することで、さらなる外部委託化が図られるものと考えられる。

特に、本病院では、その他職員として、医療事務員（診察書の記載指導やカルテ管理等を行う者）が12名いるほか、「医療秘書」（受付や診療誘導・介助等を行う者）が12名、「メディカルアシスタント」（病棟シーツの交換、給食の配膳等を行う者）が23名おり（平成14年3月現在）、いずれも市職員が配置されていることから、これら業務につき、医療事務やリネンサプライ業務、給食業務などに含めて外部委託化することにより、一層の業務の効率化が図られる可能性も考えられるところである。



図表 各種業務の外部委託の可能性

No	カテゴリ	業務名	業務内容	外部委託の可能性		備考
				高	低	
1	1	診療行為	医療行為、診療補助行為	-	-	コア業務のため、PFI業務対象外
2	1	薬局業務	入院患者に対する薬剤の調合（院内）	-	-	同上
3	2A	検体・検査業務	生化学の検査（他は自前で検査）			政令8業務
4	2A	給食業務	給食調理（患者・患者外）			同上
5	2A	消毒・滅菌業務	消毒・滅菌			同上
6	2A	患者輸送業務	転院時患者搬送サービス、遺体搬送			同上
7	2A	リネンサプライ業務	寝具・ユニフォーム・タオル			同上
8	2A	医療機器保守点検業務	医療機器の保守点検			同上
9	2A	医療用ガス保守点検	医療用ガス配管保守			同上
10	2A	清掃業務	病棟・トイレ・ロッカー等清掃			同上
11	2B	医療廃棄物処理業務	医療廃棄物処理			
12	2B	医療事務業務	受付、入力管理、医事会計			
13	2B	薬剤・医薬品購入業務	薬剤・医薬品の購入	-	-	診療報酬の改定等の不確定要素が多分にあり確な見積りがし難いため、ここではPFI業務対象外とする。
14	2B	薬剤・医薬品管理業務	薬剤・医薬品の管理（保管）			
15	2B	医療機器・器具購入業務	医療機器・器具の購入	-	-	医療機器の進歩等の不確定要素が多分にあり確な見積りがし難いため、ここではPFI業務対象外とする。
16	2B	医療機器・器具管理業務	医療機器・器具の管理、ディスプレイ製品・衛生材料の保管			
17	2B	物品管理業務	診療材料・一部消耗品の発注、検品、納品、払出			
18	2B	院内（外）情報システム・整備運営業務	院内情報システム、院外情報システムの導入・運営			
19	2B	電話交換業務	電話交換機保守点検、電話取次ぎ			
20	2B	救急受付業務	宿日直			
21	2B	庶務業務	庶務関連			自治体立病院としての責務の遂行のため、基本的な庶務・経理業務は行政職員による必要がある。ただし、コンピュータの保守等はPFI業務対象となり得る。
22	2B	経理業務	経理関連			
23	3	建築物維持管理	建物・施設・外構の維持管理			
24	3	植栽業務	植栽管理			
25	3	警備業務	院内保安			
27	3	駐車場運営業務	駐車場運営			
28	3	保育所運営業務	保育所運営			
29	3	売店運営業務	売店の運営			
30	3	医師住宅・看護師宿舎維持管理業務	医師住宅、看護師宿舎の管理			
31	3	総合健康管理センター維持管理・運営業務	・訪問看護ステーションの維持管理 ・在宅介護支援センターの維持管理・運営 ・健康管理情報センターの維持管理・運営			

パターン3  
パターン2  
パターン1